

養育困難を訴える里親に必要な支援

—里親からの養育困難との訴えから委託解除となった事例の検証—

○ 大阪府立大学 氏名 伊藤嘉余子 (3930)

千賀 則史 (名古屋大学・9143)、野口 啓示 (福山市立大学・2736) 石田賀奈子 (立命館大学・6061)

キーワード：里親・委託解除・事例分析

1. 研究目的

日本の社会的養護は、長年、施設養護が中心で展開されてきた。しかし、2017年施行の改正児童福祉法では、社会的養護における措置先を検討する際に「より家庭に近い養育環境を提供できる選択肢」を優先的に検討する方向性が示された。また2017年8月に発表された「新しい社会的養育ビジョン」では、現在約17%である里親委託率を50%にまで向上させることを目標の1つとして掲げた。こうした流れの中、年々、里親委託率は向上しているが、同時に、里親不調による委託解除も増加傾向にある。

全国児童相談所長会(2011)「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」によると、2005(平成17)から2009(平成21)年度の5年間ににおける里親委託解除件数は647件であった。そのうち不調による委託解除は156件で、委託解除ケース全体の約24%であった。つまり、委託解除ケースの4ケースのうち1ケースが不調による措置解除事例ということになる。さらに委託解除となった子どもの背景として、無差別愛着などの子どもの行動や特性が多いことが示された。また、報告者らの研究チームは、2015年に措置変更に関する全国調査を実施した。その結果、里親不調を含めて、措置変更を経験する子どもに占める障害のある子どもや被虐待経験のある子どもの割合の高さが明らかとなった。そこで、本研究では、里親不調による委託解除を予防するために必要となる支援について検証することを目的として事例分析を行った。

2. 研究の視点および方法

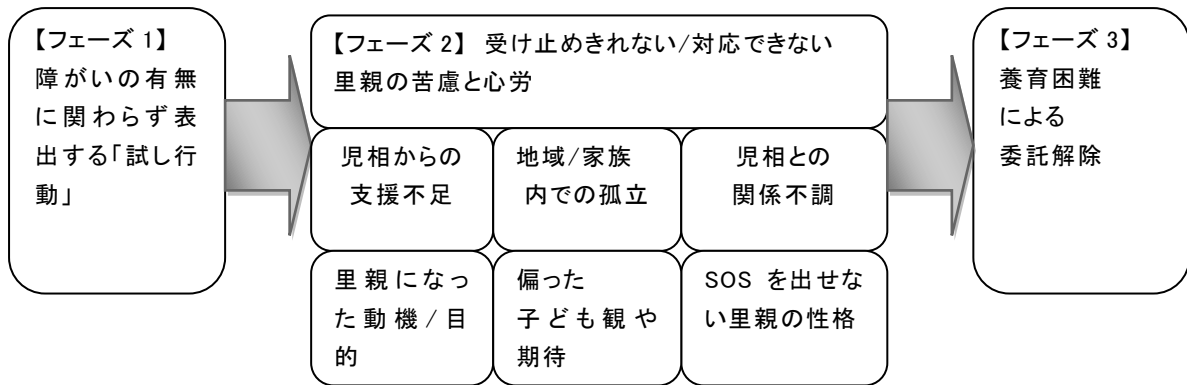
A県の5名の児童相談所職員および里親支援専門相談員に協力を依頼し、2018年度に里親不調として委託解除・措置変更となった事例を収集した。その結果、8事例が収集され、そのうち「里親による身体的虐待/性的虐待」ケースを除外した4事例を分析対象とした。分析対象とした事例の概要は表1のとおりである。なお、事例の収集に際しては、あらかじめ郵送したインタビューガイドと事例記入用紙を用いて、半構造化インタビューを行った。インタビュー時期は2019年1月～3月。1回あたり2時間のインタビューを複数回実施した。

3. 倫理的配慮

インタビュー内容は対象者の許可を得てデジタル録音機を用いて録音した。インタビューで得られたデータは内容分析の手順で分析した。なお本調査は、大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科の倫理審査委員会の承認を得て実施した。

4. 研究結果

分析の結果、「里親委託解除」に至るまで、大きく3つのフェーズがあることが示唆された。【フェーズ1】は「子どもの障がいの有無に関わらず表出する『試し行動』」であることがわかった。ここから次の【フェーズ2】「受け止めきれない/対応できない里親の苦慮と心労」に至るまでの間に、「児童相談所からの支援不足」「地域/家族の中での里親(里母)の孤立」「児童相談所との関係不調」が起こっていることが示唆された。こうした状態が改善されないと【フェーズ3】「養育困難による委託解除」に至るという流れになることが示唆された。また、養育困難から委託解除に至るまでのプロセスに影響を与える因子として、「里親自身の資質や動機」も大きいことがうかがえた(図1)。



(図1) 里親委託解除に至るまでのプロセス

(表1) 分析した4事例の概要

	事例A	事例B	事例C	事例D
措置解除時の年齢/性別	12歳・女児	2歳・女児	6歳・男児	2歳・男児
里子の発達や特徴	知的に遅れあり 高い衝動性	平均域の発達	高い衝動性 頭を打ち付ける	普通域の発達
社会的養護経験	養護→里親(1)→里親(2)→里親(3)→児童心理	乳児院→里親→乳児院	里親(1)→乳児院→里親(2)→養護	乳児院→里親→乳児院
里親の就労状況	里父：会社員 里母：自営業	里父：会社員 里母：パート勤務	里父：会社員 里母：会社員	里父：会社員 里母：専業主婦
里親の養育経験など	・実子(幼児)あり ・季節里親の経験あり ・養育里親の経験あり	・実子なし ・養子縁組希望	・実子なし ・季節里親の経験あり ・特別養子縁組希望	・里父は里親未登録 ・実子なし ・本児が初の委託児
養育困難との相談/訴えの契機	・忘れ物、失禁、落ち着きのなさへの対応苦慮	・夜泣きや発熱への対応からの心労	・衝動性など発達特性を受容できない	・ペットを本児が拒否 ・里父が非協力的 ・里母の孤立と心労
児童相談所など支援機関との関係	・本児の特性を里親として受け止めきれないと再三にわたる訴え	・里親の保育所利用希望を巡り児相と意見が相違。以降、児相への不信感	・発達特性を理由に養子縁組を拒否。児相と関係悪化・養育状況報告書の提出を拒否	・「児相に頼まれたから里親になった」・児相とは関係不調だが施設には相談できる
委託解除までの期間	5カ月	1カ月	4年間	6カ月

5. 考察

研究結果から以下の必要性が示唆された。

- ・子どもの発達特性や行動特性に関する事前の情報提供の必要性
- ・里親と子どもの適切なマッチングのあり方に関するさらなる議論の必要性
- ・里親登録前研修等における、子どもの発達特性や試し行動等への具体的な対応方法が習得できるプログラムの必要性
- ・里親委託後の手厚い訪問支援の必要性
- ・里親支援機関としての児童相談所の役割と児相以外のフォスタリング機関の必要性

謝 辞

本研究は、科研費：基盤研究B(課題番号18H00948)「里親不調による委託解除を予防する里親子支援モデル構築」(代表研究者：伊藤嘉余子)の成果の一部を報告するものである。調査にご協力頂いた関係諸氏に深謝いたします。